

25廃対第 194号
平成25年5月30日

各関係団体代表者 様

長崎県環境部廃棄物対策課長
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

日頃より、廃棄物対策行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項において、産業廃棄物管理票交付者は報告書を作成し、都道府県知事に提出する義務が規定されており、同施行規則第8条の27により毎年6月30日までに前年度分の報告書を提出することとされています。

つきましては、貴団体の傘下会員へのなお一層の周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを活用している場合は、情報処理センターが集計を行うため、排出事業者等自らが報告する必要がありません。電子マニフェストの導入には、事務の効率化、法令の遵守、データの透明性といったメリットがありますので、これを機会に電子マニフェスト導入につきましても併せて周知いただければ幸いです。（電子マニフェストに関する情報は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのウェブサイト（<http://www.jwnet.or.jp/>）を参照してください。）

長崎県 環境部 廃棄物対策課
担当：適正処理指導班 笹山
Tel 095-895-2375 FAX 095-824-4781

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書提出要領

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の交付者に課されている当該マニフェストの交付に関する報告書の提出義務については、廃棄物処理法第12条の3第7項に明記されており、同施行規則第8条の27により、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）に関し、報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1. 対象者

この提出要領の対象となる事業者は、長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く。以下同じ。）の事業場（建設現場等所在地が一定しない事業場を含む。以下同じ。）において産業廃棄物を排出し産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付している事業者（2次マニフェストを交付する中間処理業者も含む。）とする。

ただし、電子マニフェストを交付している事業者は、（財）日本産業廃棄物処理振興センターが代行するので、事業者自らが報告する必要はない。

なお、長崎市及び佐世保市に所在する事業場分については当該市が定める方法で当該市に報告すること。

2. 報告様式作成に当たっての注意事項

(1) 報告書は事業場ごとに作成すること。

(2) 廃棄物の種類又は委託先が多数になり様式に収まらない場合は、この報告様式を複数枚利用して報告すること。

(3) 「業種」欄については、環境省の通知の中で示されている「日本標準産業大・中分類一覧」の「中分類」に基づいて記載すること。

(4) 事業場の設置が短期間又は建設現場等所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として取りまとめた上で集計し、提出すること。

(5) 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記載すること。

(6) 収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「石綿含有産業廃棄物の有無」の欄に「有」と記載するとともに、「排出量」欄及び管理票の交付枚数欄に石綿含有産業廃棄物にかかるものの数量（内数）を記載すること。

(7) 電気製品が廃棄物になったもの等やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合は、混合廃棄物として取り扱うこととし、必要事項を記載、報告すること。

(8) 特別管理産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に記載する産業廃棄物の種類の前に「特管」と記載すること。（記入例：「特管」廃油）

(9) 産業廃棄物の排出量は「トン」で報告すること。なお、把握が困難な場合は、環境省の通知の中で示されている「立方メートル」を「トン」に換算する率を参考にして換算し、報告すること。

(10) その他、詳しいことは環境省の通知を参照すること。

（参考）環境省通知：http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf

3. 提出方法

(1) 提出先 長崎県環境部廃棄物対策課又は県立保健所

(2) 提出方法 郵送、FAX、e-mailによる送信又は持参

e-mail アドレス : manifest09030@pref.nagasaki.lg.jp

(3) 提出期間 毎年4月1日から6月30日

(4) 提出部数 1部

(5) 報告様式 以下の手順で入手できる。

①長崎県公式ウェブサイト（アドレス <http://www.pref.nagasaki.jp/>）内の「電子県庁」－「申請書ダウンロード」をクリックする

②「電子県庁の窓口」－「組織別に検索」－「環境部」をクリックする。

③「廃棄物対策課」をクリックする。

④「【産業廃棄物管理票関係】産業廃棄物管理票交付等状況報告書」からダウンロードできる。

※ 紙（FAX 可）又は電子データ（EXCEL,PDF）のどちらでも受理するが、電子データを郵送又は持参される場合はCD-R/RWに記録して提出すること。

【提出先一覧】

提出先	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
長崎県 環境部 廃棄物対策課	〒850-8570 長崎市江戸町2-13	095-895-2375	095-824-4781	
長崎振興局 保健部 衛生環境課 (西彼保健所)	〒852-8061 長崎市滑石1-9-5	095-856-0691	095-856-0692	西海市、 長与町、 時津町
県央振興局 保健部 環境課 (県央保健所)	〒854-0081 諫早市栄田町26-49	0957-26-3304	0957-26-9870	諫早市、 大村市、 東彼杵町、 川棚町、 波佐見町
島原振興局 保健部 衛生環境課 (県南保健所)	〒855-0043 島原市新田町347-9	0957-62-3287	0957-64-6520	島原市、 雲仙市、 南島原市
県北振興局 保健部 衛生環境課 (県北保健所)	〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933	0950-57-3666	平戸市、 松浦市、 佐々町
五島振興局 保健部 衛生環境課 (五島保健所)	〒853-0007 五島市福江町7-2	0959-72-3125	0959-75-0102	五島市
五島振興局 上五島支所 保健部 衛生環境課 (上五島保健所)	〒857-4211 新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121	0959-42-1124	小値賀町、 新上五島町
壱岐振興局 保健部 衛生環境課 (壱岐保健所)	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260	0920-47-6357	壱岐市
対馬振興局 保健部 衛生環境課 (対馬保健所)	〒817-0011 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-0215	0920-52-7403	対馬市